

## 議案第5号

君津郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

君津郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

富津市長 佐久間 清 治

## 提案理由

君津郡市広域市町村圏事務組合で共同処理する事務のうち入所施設の建設に要する費用の助成については、介護保険の地域密着型サービスへの転換等によりその役割を終えたことから、共同処理する事務から除くため、同組合同規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

君津郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約

君津郡市広域市町村圏事務組合同規約（昭和44年千葉県指令第2229号）の一部を次のように改正する。

第4条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。